

## 第4回 技能労働者の技能の『見える化』ワーキンググループ

### 議事概要

1. 日時:平成25年3月21日(木)13:00~15:00
2. 場所:国土交通省 合同庁舎2号館1階 共用会議室3B
3. 出席委員:野城座長、天本委員、幸保委員、白石委員、高橋委員、滝沢委員、綱田委員、蟹澤委員、花山委員、宮口委員、森委員、柳委員、山本委員、山口委員
4. 議事要旨

#### 1. 技能労働者の技能の「見える化」の目的とねらい

- 「多様な業種でキャリアパス」という表現は、資格を取って経験を積んだ情報が確実に登録されれば自分の給与として返ってくる、という流れが直感的に分かるような表現にした方が良い。
- 「適正な評価と処遇」について、専門工事業者・発注者が、実際にどのように評価して処遇を改善していくのか、今後の課題として具体的な検討をお願いしたい。

#### 2. 枠組みの基本的構成要素

##### 1. 今後蓄積すべき技能労働者に係る情報項目

- 蓄積すべき情報項目として①工事履歴、②資格、③研修受講履歴、④各種保険加入状況、の4つが挙げられているが、今後利用が進みメリットを付加していく中で、新たに情報を蓄積すべき項目が出てくる可能性があるため、4つの項目以外も排除しない、というスタンスが良いのではないかと。
- 登録される情報項目の定義を定めることが必要。
- 被爆線量管理のような(不幸な)ニーズが今後増えないことが望まれるが、一般論として言えば、厳しい環境で作業した就労履歴は残しておくべき。

##### 2. 技能労働者へのID付与方法のあり方

《委員から特段の指摘なし》

### 3 技能労働者の技能等に係る情報の登録のあり方

- 「個人情報取扱事業者」の該当の有無については、「個人情報の保護に関する法律施行令」の中で、過去6ヶ月に1ヶ月でも5000件以上の情報を扱っていれば該当することになっており、企業の規模にもよるが、元請ということであればほぼ該当すると思われる。

### 4 登録された情報の管理のあり方

- データベースの中の情報は、PDF化などで検索機能に対応させる必要がある。

### 5 登録された技能労働者情報の利用(閲覧)のあり方

- 「申請して1週間後に閲覧可能」では間に合わず、必要な時に必要な情報を随時見ることができることが必要。
- 誰でも何でも閲覧が可能というのではなく、本人の了解のもと、ある目的にかなうプレーヤーが限定的に情報を閲覧できるようにすべきである。
- 情報を閲覧する側に対しても、「ここまでは閲覧できるが、これ以上は閲覧できない。」という制限を何らかの方法で掛けておく必要がある。
- 情報閲覧を許可された者がどの範囲まで見ることができるか、ソフトウェアのアクセスコントロールにおいてテクニカルな部分を、今度は制度設計上考慮する必要がある。
- 登録されている情報の持ち主は本人であることを踏まえ、例えば、本人がその会社のコード等をシステムに登録して、本人が「この会社には、これと、これと、これを開示しても良い」と登録するような仕組みが必要である。
- 施工体制台帳で免許・資格・生年月日・氏名等の記載が必須であるならば、ある現場に入ることが決まれば、本人の了解を待たずに必要な情報項目をまとめて一式送付することも想定される。
- 一定の項目は本人が事前に開示設定にすることも考えられる。必要な項目を本人が伏せるような場合には、逆にシステムが聞き返してくるような仕組みも必要ではないか。
- 仮に情報グループをA(名前と生年月日)、B(A+住所)、C(B+教育・資格情報)など事前に設定しておいて、ABCを全て見る場合についてはその都度本人の了解が必要、などの方法が考えられるが、細かい開示方法等については、別の場で議論する必要があるのではないか。
- 情報登録を代行する仕組みも想定されるが、登録代行者も情報を閲覧可能とする必要がある。
- サーバーのソフトやメンテナンスなどのコストは必ず発生するため、色々な負担方法が考えられるが、システム運用経費についてはどのように広く薄く負担していくかが今後の論点となる。

### 3. 個人情報の保護・情報セキュリティ対策のあり方

- 事業者は、「個人情報保護法に関する国土交通省のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、サーバーと回線がきちんと守られていること等テクニカルな面で「情報セキュリティ対策」をしっかりしているところであるべき。

- 国土交通省のガイドラインの中で「必要な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じる」と規定されており、代行機関においても「個人情報保護管理者」を置く必要がある。

#### 4. 他制度・取組との整合性確保・連携のあり方

- 技能者の資格情報で一番多いのが、労働安全衛生法に基づく作業主任者の資格取得者である。受講経歴に関する問い合わせに対し、過去の台帳を確認して回答しているケースも多く、過去の台帳を改めてデータベース化する作業は行われていない場合が多い。
- 電子的な情報連携が広がれば、情報を紙で管理している団体も電子化への義務感を感じるのではないか。
- 登録される資格の真正性については、本人の申請に基づいて、登録主体が資格の発給機関に問い合わせをし、「そのとおりです」という回答を得た後に登録する、という少し手間がかかる手続きになることが考えられる。
- ある大手ゼネコンでは、下請企業がシステムに免許・資格を登録する際、必ず根拠となる資料も併せて登録してもらうようにしているが、突合作業は、その現場で本当に必要な資格についてのみ紙ベースで突合しており、その他として付属している資格情報については突合出来ていない状況である。
- 当面は、会社や作業所に必要となる情報についてのみ登録することで良いが、本人が自己申告した資格等についても登録が可能となるべきである。
- 一人親方については、作業員名簿や再下請通知書では適用除外の形で記載するようにお願いしているのですが、それに従った形で情報を登録して頂くことになると思われる。
- 一人親方の数は急激に増えている。要因は、社会保険未加入問題や消費税引き上げの問題も絡んで複雑であり、今後も特別加入者は増えると思われる。本来労働者だが名目上一人親方というケースも想定されるため、今回のシステムでは一人親方も登録出来るようにすべき。
- 建退共については、各委員共通して電子化を希望されていると思われる。中間取りまとめにその旨を記載し、直接、建退共にもWGの意見としてお伝え頂きたい。
- 建退共には290万人くらい加入者がいる中で、百数十万人は紙ベースで管理されている模様で、加入時の申し込み内容を電子化しているだけである。その突合は膨大な作業になるため、当面は電子データ化されている情報の「見える化」を進めれば良いのではないか。
- データは一度に全部移行されるのではなく随時移行されると予想されるので、見える化の導入過程におけるデジタル情報とアナログ情報の併存期を、どう乗り切っていくか議論が必要である。
- 7割はデジタルに移行して残り3割がアナログとなった場合、システム全体の運営コストは基本的には変わらないと思われるので、デジタル情報とアナログ情報の併存期をなるべく短くする必要がある。システムが完成して普及するまでの期間が、運用コスト上一番辛い時期である。
- あるタイミングで、「うちは100%このシステムを使っている人間しか入れない。今の段階で入れていない場合は補助を出すから、入りなさい。」と英断する企業が出てくるかもしれない。

## 5. 枠組みの構築・運用に係る費用負担のあり方

- 見える化のシステムの運用経費については、本人に費用負担を求めると登録しなくなってしまうので、利用する企業側が費用を負担すべきではないか。
- デジタル世界での公証人役場的な代行機関が電子化された情報をきちんと保持し、自己の客観的な信頼性を担保に、各企業に対して証明書を発行して料金を請求するようなやり方もあるのではないかな。
- 信用を売る対価としてお金を得るような活動を責任を持って行う第三者的な機関が現れれば、真正性はおのずと担保されるのではないかな。
- 建設業界でも「非常に優秀な人材がいる。」などの独自の調査をする活動が商売として成り立てば良いのではないかな。
- 資格の発行者が、免許や資格を発行する際に、「見える化のIDに登録して良いか」と本人に確認し、本人が「良い」といったら、登録料として1000円払ってもらうような方法が一番信用できるのではないかな。
- 国の財政が厳しい中、何もかも補助金ではなく、業務のアウトソーシングを進める中で会社が起り、雇用が発生していくという循環のほうが、税金を投入するよりもスマートではないかな。
- 商売が成り立たない可能性もあるため、重要なものは国費で賄うという考え方が公共事業なのではないかな。すべてを民間企業に期待することは難しいと思われる。
- このシステムの付加価値をいかに上げていくか、が重要。例えばゼネコン側のメリットと、加入する技能者本人のメリットとの相乗効果で需要と供給のバランスを取っていけば、システムは回っていくと思われる。

## 6. 枠組みの導入プロセス

- 最初に25年度末を目途にシステム運用構想をまとめるとあり、その流れの最後に要件定義・基本設計・開発等のシステム構築作業とあるが、「要件定義」が一番先頭に来るべきではないかな。要件定義は「システム運用要求書」と同じであり、運用形態がわからないシステムはあり得ない。
- 建築の分野で言えば、良い設計者(アーキテクト)を呼ぶ前に、設計の前提条件を渡す人がしっかりしていないと、いくらアーキテクトの腕が良くても能力を発揮しようがない状態。
- システム開発に長けた専門家に早い段階で議論に加わって頂き、我々の議論を翻訳していただく必要があるという観点では、「システム検討チーム(仮称)」がその役割を期待されている。

～ 以上 ～